

家畜衛生だより

- 監視伝染病発生状況
- 県内の家畜疾病発生状況
- 鳥インフルエンザ流行時期に備えて
- 九州地域で初の豚熱陽性事例発生！
- 県内での豚熱経口ワクチン野外散布の実施について
- 農場の分割管理について
- BSEに関する特定家畜伝染病防疫指針等の見直しについて
- アニマルウェルフェアに関する指針について
- 10月1日よりインボイス制度が始まりました
- 県産牛乳の消費拡大を応援しています

監視伝染病発生状況

○家畜伝染病発生状況（令和5年4月～令和5年7月）
※中四国各県からの発生報告なし。

○届出伝染病発生状況（令和5年4月～令和5年7月）
※中四国各県からの報告による。

畜種	病名	発生場所	発生月	戸数	頭羽群数	発生場所	発生月	戸数	頭羽群数
牛	牛伝染性リンパ腫	鳥取県	4	7	7	山口県	4	5	5
		島根県	4	3	3	徳島県	4	1	3
		岡山県	4	4	6	香川県	4～7	10	13
		広島県	1	1	1	愛媛県	4～6	5	5
	破傷風	愛媛県	7	1	1				
豚	豚丹毒	島根県	4	1	1	高知県	4	1	1
		徳島県	4,5	2	13	愛媛県	4	1	2
		香川県	4～7	6	21				
	サルモネラ症	愛媛県	5,6	2	12				
鶏	鶏白血病	香川県	6	1	1				
蜜蜂	アカリダニ症	鳥取県	4	1	2	香川県	5,6	2	2
		島根県	4	2	4	愛媛県	4,5	2	2

県内の家畜疾病発生状況

(令和5年5月末掲載分～令和5年8月)

【牛伝染性リンパ腫】 【届出伝染病】

発生管内	発生月	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
東予	5月	乳用牛	101	1	1	腹腔内腫瘍形成、食欲消失、死亡
南予	6月	肉用牛	72	1	1	骨盤腔内腫瘍
【対策】 ○農場内の定期検査と抗体陽性牛の隔離、早期更新 ○凍結や加温処理を行った初乳の給与 ○牛舎周辺の除草及び消毒の徹底 ○吸血昆虫対策						

【破傷風】 【届出伝染病】

発生管内	発生月	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
南予	7月	肉用牛	7	1	1	歩様強拘、後弓反張
【対策】 ○術後の適切な消毒 ○畜舎消毒の徹底 ○牛房内の金属片等の除去 ○ワクチン接種						

【牛コロナウイルス病】

発生管内	発生月	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
南予	6月	乳用牛	5～33	1	5	血便、水様性下痢
【対策】 ○畜舎消毒の徹底 ○有効薬剤の投与 ○異常牛の早期隔離 ○ストレスの低減 ○ワクチン接種						

【牛パストツレラ（マンヘミア）症】

発生管内	発生月	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
東予	7月	乳用牛	7	1	1	発育不全、発咳
【対策】 ○飼養環境の改善 ○有効薬剤の投与						

【牛マイコプラズマ肺炎】

発生管内	発生月	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
南予	7月	肉用牛	2	1	1	呼吸器症状（発咳）
【対策】 ○畜舎消毒の徹底 ○異常牛の早期隔離 ○ストレスの低減 【参考事項】 マイコプラズマは、感染力が強く、農場内に常在する傾向があります。						

【牛コロナウイルス感染症、牛パストツレラ（マンヘミア）症、牛マイコプラズマ肺炎及びヒストフィルス・ソムニ感染症】

発生管内	発生月	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
東予	5月	肉用牛	11	1	1	肺炎、死亡
【対策】 ○飼養環境の改善 ○有効なワクチンプログラムの実施 ○早期発見・早期治療 ○有効薬剤の投与						

[ヒストフィルス・ソムニ感染症]

発生管内	発生日	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
南予	7月	肉用牛	13	1	1	起立不能
[対策] ○有効薬剤の投与 ○ワクチン接種 ○ストレスの低減						

[サルモネラ症(豚)]【届出伝染病】

発生管内	発生日	畜種	日齢	戸数	頭数	主な症状
東予	5月	豚	128~ 162	1	6	黄色水様性下痢
中予	6月	豚	100	1	6	死亡、下痢
[対策] ○有効薬剤の投与 ○消毒の徹底 ○清浄豚の導入 ○飼養衛生管理の徹底						

[豚パストツレラ症]

発生管内	発生日	畜種	日齢	戸数	頭数	主な症状
南予	5月	豚	93~149	1	11	突然死
	6月	豚	154	1	1	衰弱
[対策] ○ストレスの低減 ○初乳の確実な給与 ○有効薬剤の投与 ○畜舎消毒の徹底 ○畜舎の換気						

[豚レンサ球菌症]

発生管内	発生日	畜種	日齢	戸数	頭数	主な症状
南予	5月	豚	80	1	1	急死、削瘦
[対策] ○有効薬剤の投与 ○ストレスの低減 ○畜舎の換気 ○畜舎消毒の徹底 ○ワクチン接種						

[豚クロストリジウム・パーフリンゲンス感染症]

発生管内	発生日	畜種	日齢	戸数	頭数	主な症状
南予	5月	豚	72	1	1	突然死
[対策] ○生菌剤の給与 ○ストレスの低減 ○畜舎消毒の徹底 ○飼料切り替えタイミングの見直し						

[豚レンサ球菌症及び豚パストツレラ症]

発生管内	発生日	畜種	日齢	戸数	頭数	主な症状
南予	5月	豚	136~ 150	1	10	突然死
[対策] ○有効薬剤の投与 ○ストレスの低減 ○畜舎の換気 ○畜舎消毒の徹底						

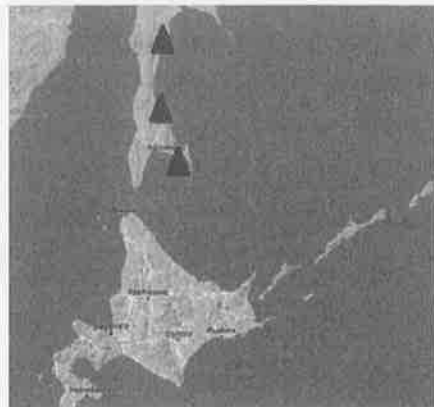
[アカリダニ症]【届出伝染病】

発生管内	発生日	畜種	戸数	群数	主な症状
南予	5月	ニホンミツバチ	1	1	飛翔不能蜂及び徘徊蜂の増加
[対策] ○巣箱の清掃や交換 ○巣板・蜂具の消毒の徹底					

鳥インフルエンザ流行時期に備えて

高病原性鳥インフルエンザは、平成16年に79年ぶりの国内発生が確認されて以降、断続的に発生していましたが、昨シーズンは初めて3シーズン連続の発生となり、これまでで最も早い発生となる10月に2道県で確認され、最終的な発生件数は26道県84例、殺処分羽数は約1,771万羽となり、過去最多となりました。

今シーズンは、ロシアの家畜衛生当局からの8月4日付けの報告において、南樺太の3地点（▲印）の死亡野鳥（ウミスズメ科）で本病（H5N1亜型）による感染が確認されています。南樺太は、8月上旬以降北海道や東北に渡ってくる野鳥の飛来ルートにもなっており、この時期に感染事例が確認されたことは、国内へのウイルス侵入リスクがすでに高まっていることを示しています。



HPAI 感染野鳥が確認された3地点

出典：<https://wahis.woah.org/#/in-review/5161?reportId=162142>

農林水産省がまとめた昨シーズンの疫学調査報告書によると、ウイルスの侵入時期・経路については、令和4年秋のシーズン初期に渡りの水鳥により国内に持ち込まれ、9月中旬に留鳥の猛きん類、10月には水鳥や留鳥のカラスなどに感染、その後農場近くの水域に感染水鳥が飛来、これらを摂食したカラス等が農場内への侵入リスクとなった可能性を挙げています。また、発生農場では、衛生管理区域に出入りする際の車両消毒、衣服・靴の交換、手指消毒等の実施、家きん舎に出入りする際の靴の交換、手指消毒等の実施において不備が認められたほか、飼養衛生管理者は衛生対策を実施しているが、鶏糞、堆肥等を扱う一部作業員、外来業者では実施をしていない、又は農場側がその実態を把握していない等の事例が報告されています。

このため、野鳥対策を含めた鶏舎修繕や環境整備を早めに取り組むとともに農場関係者一丸となった飼養衛生管理の徹底により、鳥インフルエンザの発生予防に万全を期すようお願いいたします。



農場入口の車両消毒装置

鶏舎入口の踏込消毒槽と
消毒用噴霧器

鶏舎内の手押し式消毒器

出典：農水省HP http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/pdf/hpai_booklet.pdf

九州地域で初の豚熱陽性事例発生！

令和5年8月29、30日に佐賀県唐津市の2つの養豚場にて食欲不振、死亡頭数増加の通報があり、豚熱（国内88、89例目）が確認されました（令和5年10月12日時点）。今回の事例は豚熱ワクチン未接種の九州地域で初めてとなる発生です。また、これを受けて、9月5日から九州地域が豚熱ワクチン接種推奨地域に追加され、福岡、佐賀、長崎、大分の4県が同月19日に、熊本、宮崎、鹿児島は同月27日から接種開始しています。

中国四国地域では養豚場での発生はありませんが、今回の事例のようにいつどこで発生するかわからない状況です。



豚飼養者の方々には、引き続き適切なワクチン接種及び飼養衛生管理基準の遵守により、農場内にウイルスを侵入させないよう、異状豚の早期発見、早期通報を徹底し、発生予防等に努めてください。

県内での豚熱経口ワクチン野外散布の実施について

本県を除く四国地域では、豚熱に感染した野生イノシシの確認事例が増加しており（香川県23例、徳島県30例、高知県16例（令和5年10月4日現在）、今年8月8日には香川県で10例目となる感染個体が、愛媛県境から約20km地点（三豊市）で捕獲されました。県では、今年2月から、東予地域・中予地域（5市1町）の島しょ部や山間部で、（一社）県猟友会の各支部と連携し、野生イノシシに対する経口ワクチンの野外散布を開始しています。

なお、今年度は2期（前期と後期）に分けて、各期2回散布を実施し、後期からは従来の地域に加えて、南予地域でも散布することとしています。

【散布時期・散布場所】

前期散布：1回目5月、2回目6月

四国中央市・新居浜市・西条市・今治市・
上島町・松山市

後期散布：1回目11月、2回目12月

八幡浜市・大洲市・西予市を追加



経口ワクチン（丸印）を散布。散布地点の目印にテープ（矢印）を使用（R5.5月散布の様子）

農場の分割管理について

農林水産省は令和5年9月19日に飼養衛生管理指導等指針（令和3年4月1日農林水産大臣公表）を一部変更し、大規模農場等における施設及び飼養管理を完全に分けることによって農場を複数に分割して取り扱う『農場の分割管理』に関する事項が明記されました。

これは、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の家畜伝染病発生時に殺処分対象となる、

- ① 患畜等が確認された農場で飼養されている家畜
- ② 発生農場で直接家畜の飼養管理を行っていた者が、病性判定日から遡った一定日数（最短7日間）以内に直接家畜の飼養管理を行った別農場で飼養されている家畜
- ③ 病性判定日から遡って一定日数（最短7日間）以内に患畜等と接触した家畜

に対して、1つの農場内を複数の衛生管理区域に分けてそれぞれ別の農場として扱い、分割後の各農場において

- ① 飼養衛生管理基準を厳格に遵守する。
- ② 異なる者が家畜の飼養管理を行う。
- ③ 導入家畜を適切に隔離し、隔離期間中は他の家畜と直接接触させず、異状確認を行うことで、導入家畜以外の家畜を殺処分対象から除外する。

ことで、特定家畜伝染病発生時の殺処分の対象となる家畜を限定することにより全頭殺処分を回避するための取り組みです。

農場の分割管理について検討している場合は、最寄りの管轄家畜保健衛生所までご相談ください。

BSEに関する特定家畜伝染病防疫指針等の見直しについて

令和5年5月に開催された国際獣疫事務局（WOAH）総会において、BSEコードが一部改正され、サーベイランス対象牛やこれまで疑似患畜としていた疫学関連牛の定義等が変更されました。これを受け、国内でも7月に食料・農業・農村政策審議会における第61回家畜衛生部会が開催され、防疫指針の一部改正について諮問されました。

<主な変更内容>

- サーベイランス：月齢区分（96か月齢以上）による一般的な死亡牛の検査を廃止
- 疫学関連牛：定義（患畜と同居、かつ、同じ飼料を給与された牛など）を廃止

これまで、96か月齢以上の死亡牛等を対象に検査を行ってきましたが、今回の見直しにより本県の検査体制も令和6年度から変更することとなります。これらの検査体制につきましては、県の方針が決まり次第、改めてお知らせする予定です。

アニマルウェルフェアに関する指針について

農林水産省では、畜産物の輸出拡大を図るため、我が国のアニマルウェルフェアの水準を国際水準とすべく、指針を公表しました。

内容は、家畜の管理者等の責務や畜種毎に「5つの自由」の確保に向けた具体的な対応等となっています。

【5つの自由】

- ・ 飢え、渇き及び栄養不良からの自由
- ・ 恐怖及び苦悩からの自由
- ・ 身体的及び熱の不快さからの自由
- ・ 苦痛、傷害及び疾病からの自由
- ・ 通常の行動様式を発現する自由

なお、法律に基づく指針ではないため、罰則やペナルティーはありませんが、アニマルウェルフェアへの国民関心の高まりなどから、国は、畜産経営を行う上で欠かせない基本的な事項と認識しており、状況に応じて、補助事業のクロスコンプライアンスの対象としていくなどにより、その普及を図ることとしていますので、お知らせします。

詳細内容は、右のQRコードより農林水産省HPでご確認ください。

農水省HP

(<https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/230726.html>)



(参考) 家畜の飼養管理等に関する技術的な指針に関するQ&A

農林水産省畜産局畜産振興課令和5年7月26日(第1版)

総論4 この指針は義務ではなく、未達成でも罰則やペナルティーはないのですか。

(回答) 本指針は、アニマルウェルフェアの推進に国が主体的に取り組むことを国内外に示すため、OIEコードにおけるアニマルウェルフェアの国際基準に沿った形で整理したのですが、法律に基づく指針ではないため、罰則やペナルティーを伴うものではありません。

また、現在の経営で行っているアニマルウェルフェアの取組が、指針の内容に合わない場合に、経営の継続を断念することなく、アニマルウェルフェアの水準の向上に取り組んでいただくことをお願いするものです。

しかし、国民におけるアニマルウェルフェアに対する関心の高まりに対応するとともに、畜産物の輸出拡大を図るため、OIEコードにおけるアニマルウェルフェアの国際基準を満たすことは、畜産経営を行う上で欠かせない基本的な事項であると考えています。

10月1日よりインボイス制度が始まりました

インボイス制度とは、複数税率*¹に対応した消費税の仕入税額控除の方式で、正式名称は「適格請求書等保存方式」といいます。10月1日以降、消費税の仕入税額控除を適用できるのは、売手業者が発行する適格請求書（以下、「インボイス」）を保存した取引のみとなりました。インボイスを発行するためには、**税務署で申請登録**する必要があります。免税業者の方がインボイス発行業者に登録すると、消費税の申告が必要になります。今後は、インボイスが発行できないと取引先から値引きや取引の減少を迫られる可能性もあります。制度開始後でもインボイス発行業者の登録ができますので、自身の経営実態に応じて検討下さい。また、制度や登録の詳しい内容については、お近くの税務署や下記のサイトにご相談下さい。

*1：複数税率（軽減税率）：消費税10%に引き上げる際に、食品や新聞等は軽減税率の対象品目となり、税率は8%のまま据え置かれています。

＜制度に関するご案内＞

○国税庁 インボイス制度公表サイト

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

○財務省HP インボイス制度、支援措置があるって本当！？（支援措置のご案内）

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/invoice/index.html

○農林水産省HP 消費税のインボイス制度

県産牛乳の消費拡大を応援しています

県では、9月補正予算により「県産牛乳消費拡大応援事業」を創設し、県内生産団体及び乳業会社と連携のうへ、牛乳の魅力発信や消費拡大を推進しています。現在実施している飼料高騰対策と合わせて、生産と消費の両面から本県酪農生産基盤の強化に取り組みます。

県産牛乳消費拡大応援事業

(1) 県産飲用牛乳消費拡大キャンペーン

広告やプレゼント企画などの県産牛乳の魅力発信や消費拡大を図るキャンペーンの実施

(2) イベントプロモーション

県内の大型イベントや道の駅などの集客施設における牛乳の無料配布や販売PRの実施



“ご相談、お問い合わせは、こちらへ”

愛媛県畜産課

Tel (089) 941-2111 Fax (089) 941-2574

東予家畜保健衛生所

Tel (0897) 57-9122 Fax (0897) 57-9155

東予家畜保健衛生所今治支所

Tel (0898) 22-0430 Fax (0898) 22-0438

中予家畜保健衛生所

Tel (089) 990-1333 Fax (089) 955-1234

南予家畜保健衛生所

Tel (0894) 22-0328 Fax (0894) 22-0343

南予家畜保健衛生所宇和島支所

Tel (0895) 22-1294 Fax (0895) 22-9316

家畜病性鑑定所

Tel (089) 990-1341 Fax (089) 955-1234

畜産研究センター

Tel (0894) 72-0064 Fax (0894) 72-0065

畜産研究センター養鶏研究所

Tel (0898) 66-5004 Fax (0898) 66-5093

畜産協会BSE検査死亡牛受付専用

携帯Tel 080-3166-7222